

# BCJ-SAR ISOだより VOL.28

財団法人 日本建築センターシステム審査部  
〒101-8986 東京都千代田区外神田 6-1-8  
TEL 03-5816-7522 FAX 03-5816-7540  
E-mail sinsa@bcj.or.jp  
発行日：2010年7月28日

「ISOだより」の所有権はシステム審査部に帰属します。

## システム審査部の“14001審査 統一ルール”をお伝えします！

「ISOだより」は、申請及び認証企業の皆様への情報提供を行うための季刊紙として、2003年10月に第1号を発行して以来、現在までに、27号発行させていただきました。

その間、当センターにご登録いただいている認証企業の方や審査員から、ISOの取組状況や、審査に際しての考え方等についてご寄稿いただき、「我が社のISO」や「審査員の目」としてご紹介すると共に、その時々々のISOに係る情報や当センターからのお知らせ等を掲載してまいりました。

また、昨年2月及び12月に、特集号第1号及び第2号を発行し、ISO9001の審査にあたっての「規格解釈を含む審査方針」についてご紹介いたしました。

この度、「規格解釈を含む審査方針」第3弾として、本年3月に東京及び大阪で開催いたしました「認証組織の集い」において、当センターから発表させていただいた環境マネジメントシステム審査についての「JISQ14001規格の統一解釈とシステム審査部の審査統一ルール」及び質疑応答のご紹介をさせていただきます。

内容につきましては、当センターが行いましたプレゼンテーションに用いた資料を掲載しておりますが、必要に応じ、解説を追記しております。

今後、皆様方のシステム改善等のお役に立つことができれば幸いです。

また、記載内容につきまして、ご意見等がございましたら、是非お知らせください。当センターの今後の課題として検討させていただきます。

# 認証組織の集い

東京：2010年3月12日／大阪：2010年3月19日

14：00～14：05	開会及びシステム審査部長挨拶
14：05～14：15	(財)日本建築センターからの情報提供
14：15～15：00	JIS Q14001規格の統一解釈と システム審査部の統一ルールについて(1)
15：00～15：20	休憩
15：20～16：00	JIS Q14001規格の統一解釈と システム審査部の統一ルールについて(2)
16：00～16：30	事前質問回答及び質疑応答
16：30～17：00	フリーディスカッション

財団法人 日本建築センター システム審査部



1

## ■ JIS Q 14001規格の統一解釈と システム審査部の審査統一ルール

認証組織の集い

東京：2010年3月12日  
大阪：2010年3月19日

財団法人 日本建築センター システム審査部



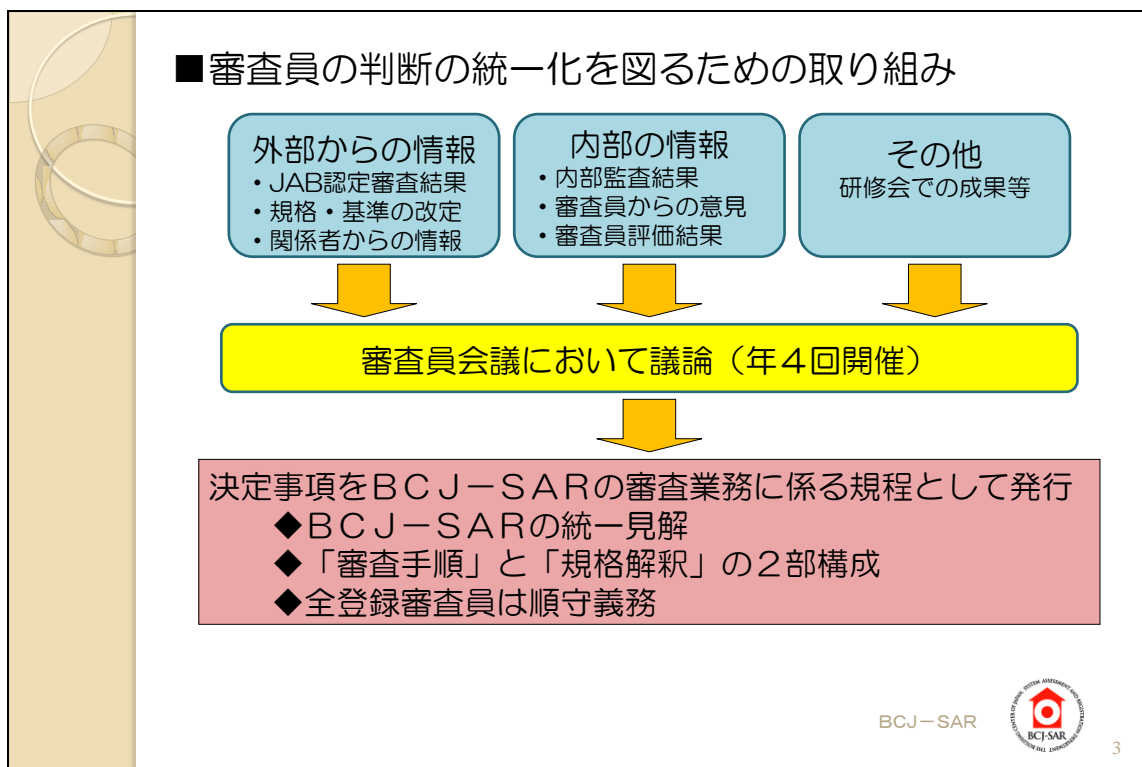
BCJ-SAR



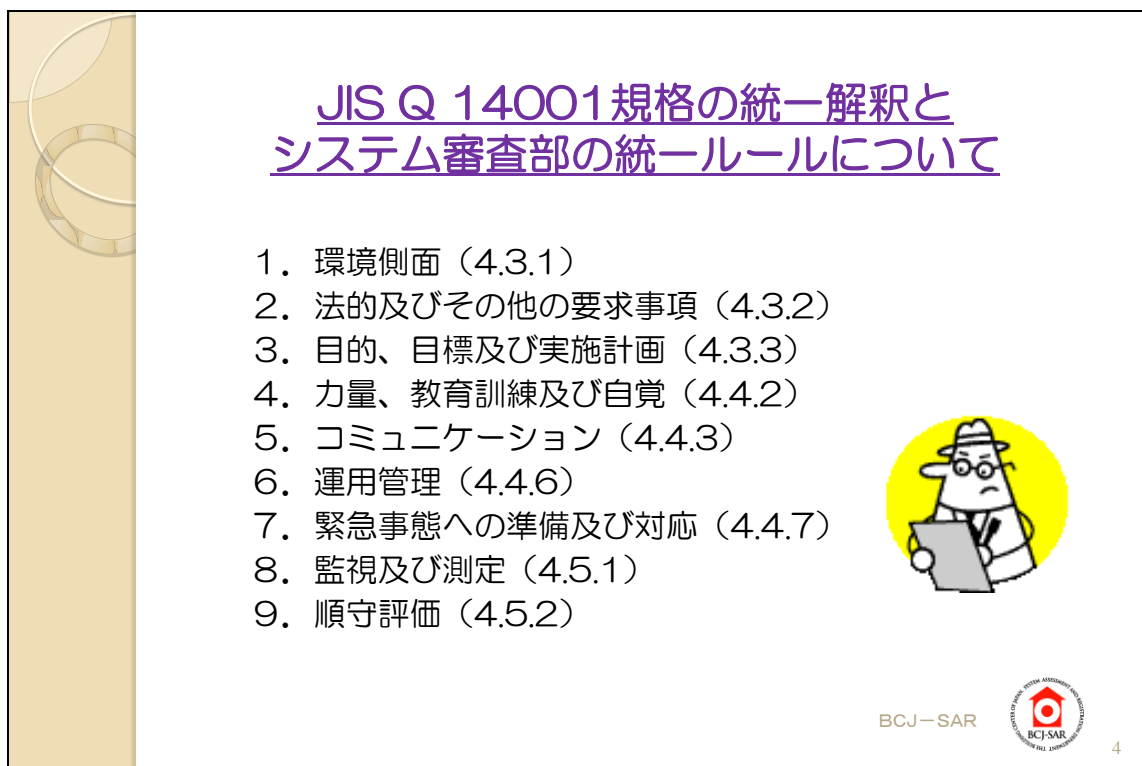
2

発表時に用いた説明用シートです。

「認証組織の集い」においてプレゼンテーションさせていただいた資料を掲載させていただきます。必要に応じ、解説を掲載いたしました。



解説：システム審査部では、審査の公平性を保つため、審査員会議において、審査員の判断の統一化を進める取り組みを行っています。  
「外部からの情報」の中の「関係者からの情報」には、皆様からの情報も含まれます。



解説：今回は、審査員会議で決定された「JIS Q 14001規格の統一解釈とシステム審査部の統一ルール」について、1. から9. の項目について説明させていただきます。

## 4.3.1 環境側面

規格要求事項(4.3.1)では!

- ① 次の事項にかかわる手順を確立し、実施し、維持する。
  - a) 活動、製品及びサービスについて管理できる環境側面の特定。
  - b) 組織が影響を及ぼすことができる環境側面の特定。
    - ・計画された若しくは新規の開発、又は新規の若しくは変更された活動、製品及びサービスも考慮に入れる。
  - c) 環境に著しい影響を与える又は与える可能性のある側面(すなわち著しい環境側面)を決定する。
- ② 環境側面と著しい環境側面の情報を文書化し、常に最新のものにしておくこと。
- ③ EMSを確立し、実施し、維持するうえで、著しい環境側面を確実に考慮に入れる。

BCJ-SAR



5

**解説:** ① a) b) では、組織が行っている業務や活動の全てが環境側面の対象となります。また、b) では、その活動、業務について、皆様が直接管理できるもの以外に、影響を及ぼすことができる環境側面をも特定し、環境影響評価することを求めています。つまり、“影響を及ぼすことができる環境側面”が組織の適用範囲で定めた範囲の外に及ぶこともあり得るということです。例えば、建設現場や工場における協力会社や購入資材や資材、製品を運ぶ輸送関係などがあげられます。(解説 5.2 b)

## BCJ-SARの審査方針

### ① 環境側面の見直しは

- a) 新規の開発、変更になった活動、製品及びサービスがあれば、環境側面を見直して下さい。
- b) 設計を実施している部門や設計部門に影響を及ぼすことのできる部門の審査では、建築用材の選定配慮、設計部門(源流)へのフィードバックが機能しているか等を確認します。



BCJ-SAR



6

## ■ BCJ-SARの審査方針

② 環境側面の特定は、どのような方法が良いか。

- a) 環境側面の特定の方法は、組織の状況に一番合った方法で行って下さい。
- 環境側面、特に著しい環境側面の評価ができるだけ適切に行える方法であることが望ましい。
- 管理の程度及び影響を及ぼすことの出来る側面を決定して下さい。

※ JIS Q 14001:2004附属書A、(参考) A.3.1 に環境側面に関して考慮する事項の例があります。

BCJ-SAR



7

解説：環境側面、環境影響を見直す際、またEMSを見直す際は、今一度、皆様の組織の実状にあっているか、ご確認頂ければと思います。  
EMSが重くて運用しづらいというケースは、これらが、組織の実状に合っていないことが原因のことが、多々あります。

## ■ BCJ-SARの審査方針

JIS Q 14001:2004附属書A (参考)  
A.3.1 環境側面

★組織の活動、製品及びサービスに関係する側面の例として、次の事項を考慮するとよい。

- a) 設計及び開発
- b) 製造プロセス
- c) 包装及び輸送
- d) 請負者及び供給者の、環境パフォーマンス及び業務慣行
- e) 廃棄物管理
- f) 原材料及び天然資源の採取及び運搬
- g) 製品の、流通、使用及び使用後の処理
- h) 野生生物及び生物多様性

BCJ-SAR



8

解説：a) においては、例えば、環境側面の見直しの際、省エネ機器の採用や建物の高断熱設計等、省エネ設計の提案が、考えられます。

## ■ BCJ-SARの審査方針

JIS Q 14001:2004附属書A (参考)

### A.3.1 環境側面

★環境側面を特定するアプローチは一つだけではないが、アプローチを選択するに当たっては、例えば、次の事項を考慮することもある。

- a) 大気への放出
- b) 水への放出
- c) 土地への排出
- d) 原材料及び天然資源の使用
- e) エネルギーの使用
- f) 放出エネルギー、例えば、熱、放射、振動
- g) 廃棄物及び副産物
- h) 物理的属性、例えば、大きさ、形、色、外観



BCJ-SAR



9

解説：例えばh) 項については、工場設備で、形、色の影響で人間の視覚から見難くなり、事故等発生するようなことはないか、等を考慮することが該当します。

## ■ BCJ-SARの審査方針

JIS Q 14001:2004附属書A (参考)

### A.3.1 環境側面

★組織は、現在及び関連する過去の活動、製品及びサービス、計画された若しくは新規の開発、又は新規の若しくは変更された活動、製品及びサービスに伴うインプット及びアウトプット（意図する意図しないにかかわらず）を考慮に入れて、そのEMSの適用範囲にある環境側面を特定するとよい。



このプロセスでは、当然予知できる緊急事態とともに、通常及び非通常の操業状況、操業の停止及び立ち上げの状況を考慮するとよい。

BCJ-SAR



10

解説：矢印の下で説明されている緊急事態とは、例えば、建設現場でクレーン車が倒れることや工場で燃料（油漏れ、ガスの流出等）が漏れる事など、予想される緊急事態も想定して下さいということです。

## ■ BCJ-SARの審査方針

### ③ 審査のポイントは

- a) 環境側面とそれにつながる環境影響のとらえ方について。
  - b) 環境目的・目標がどのようなバックデータ、理論により環境影響負荷の低減になっているかについて。
  - c) 本社・事業所等一括で環境側面を抽出している本社主導型EMSの場合は、環境側面の漏れがないかについて。
- 個別の事業所や工事現場特有の環境側面があります。
- 工事現場特有の作業条件（時間帯、時期）、環境（軟弱地盤、住宅密集地）等を十分に配慮した環境側面の抽出及び環境影響評価を行うことが望まれます。

BCJ-SAR



11

## 4.3.2 法的及びその他の要求事項

規格要求事項（4.3.2）では！

- ① 次の事項にかかわる手順を確立し、実施し、維持する。
  - a) 環境側面に関係して適用可能な法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項を特定し、参照する。
  - b) これらの要求事項を環境側面にどのように適用するか決定する。
- ② EMSを確立し、実施し、維持するうえで、これらの適用可能な法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項を確実に考慮に入れる。



BCJ-SAR



12

**解説：**その他の要求事項とは、業界の行動規範、公的機関の指導や同意事項、規制以外の指針、近隣協定、自社基準、顧客要求事項（特記仕様書を含む）が該当します。また、各支店、工場等で個別に認証を受けている場合は、本社の要求事項も含まれます。その他親会社の要求事項も含まれます。

## ■ BCJ-SARの審査方針

① 4.3.2 に係わる規格要求事項は、4.2、4.3.3、4.5.2、4.6があり、各条項で担保される仕組みになっており、その仕組みをこれらの条項の相互関係から確認します。

### 4.2 c) 環境方針

→法順守のコミットメント



### 4.3.3 目的、目標及び実施計画

→法順守のコミットメントを含む環境方針への整合

### 4.5.2 順守評価

→法的及びその他の要求事項を含む順守評価

### 4.6 a)g) マネジメントレビュー

→内部監査の結果、法的要求事項及び組織が同意する  
その他の要求事項の順守評価の結果

→法的及びその他の要求事項を含む変化している  
周囲の状況

BCJ-SAR



13

## ■ BCJ-SARの審査方針

② 仮に、特定した法律に抵触している場合があったとしたら、具体的にどのように抵触しているかについて、4.2 c)、4.3.2、4.4.6、4.5.2、4.5.3、4.6 a) 項を用いて審査時に指摘することになります。

### 4.2 c) 環境方針

→方針の展開がなされていますか。



### 4.3.2 法的及びその他の要求事項

→法的要求事項の特定に問題がありませんか。

### 4.4.6 運用管理

→法的要求事項の順守のための手順があって、その手順が守られていますか。

BCJ-SAR



14

解説：4.2 C) については、環境方針と目的、目標との整合についても審査の対象になります。

4.3.2 については、本社主導型のEMSの場合、各支店、各工場のサイトにおける条例等の収集、実施等も忘れないようご注意ください。また、省エネ法における届出方法等も平成22年度から変更がございますので、住宅・建築分野の方は、ご注意ください。



## ■ BCJ-SARの審査方針

### 4.5.2 順守評価

- 法的要求事項の順守を定期的に評価する手順が  
[確立/実施/維持] されていますか。
- 評価の結果の記録がされてますか。

### 4.5.3 不適合並びに是正処置及び予防処置について

- 法的要求事項を満たしていないことを不適合として定義しているにもかかわらず、不適合として取り扱っていないことはないですか。

### 4.6 a) マネジメントレビュー

- 順守評価の結果が適切なマネジメントレビューの  
インプットとなっていますか。
- 法的及びその他の要求事項を含む変化している周囲の状況は確認してますか。

BCJ-SAR



15

## ■ BCJ-SARの審査方針

- ③ 事務所等に係る法的要求事項には、どのようなものがありますか。

→ a) 家電リサイクル法

b) パソコンリサイクル法等



BCJ-SAR



16

解説：組織特有の製品や業務（廃棄物の中間処理、建築物の施工等）以外に、一般的な事務所等に係る法的要求事項（通称：家電リサイクル法やパソコンリサイクル法等）の特定に漏れがないか十分検証して下さい。

### 4.3.3 目的、目標及び実施計画（その1）

規格要求事項（4. 3. 3）では！

- ①目的、目標に関して
  - a) 関連する部門及び階層で、設定し、実施、維持する。
  - b) 実施できる場合には測定可能である。
  - c) 汚染の予防、適用可能な法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項の順守並びに継続的改善に関するコミットメントを含む。
  - d) 環境方針に整合している。
- ②目的、目標のレビューに関して
  - a) 法的要求事項、組織が同意する要求事項、著しい環境側面を考慮に入れる。
  - b) 技術上の選択肢、財務上、運用上、事業上の要求事項、利害関係者の見解も考慮する。

BCJ-SAR



17

解説：目的、目標の達成期間は規格で定められておりません。各組織で目的、目標に応じて、定める必要があります。

## ■ BCJ-SARの審査方針

- ①目的、目標の設定は
  - EMSの適用範囲内にあるすべての部門、階層で個別の目的、目標を設定することは求めています。
  - 複数の部門などで同一の目的、目標が共有されても結構です。
- ②測定可能な目的、目標
  - できるだけ達成度が測定できるような目的、目標が望ましい。
  - 【目的、目標の例】
  - 目的：建設工事1万m<sup>2</sup>における廃棄物の量を2013年度までに10%削減（2009年度実績に対して3年間）
  - 目標：2010年度（対2009年度比4%削減）
  - 2011年度（対2009年度比7%削減）
  - 2012年度（対2009年度比10%削減）

BCJ-SAR



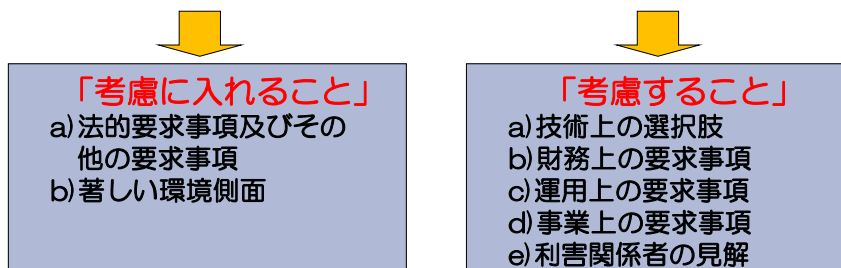
18

解説：業務量等に影響されにくい目的、目標値を設定することが望まれます。このシートの【目的、目標】の例のように、建設工事においては、単に2009年度実績に対し、●●%減とせず、例えば、1万m<sup>2</sup>あたりの数値とすることにより、工事量等に影響されない目的、目標となります。

## ■ BCJ-SARの審査方針

③「考慮に入れること。」と、「考慮すること。」

→「考慮に入れること」と「考慮すること」には、要求事項としての重要さに差がある。(JIS Q 14001 解説5.6)



**「考慮に入れること」の方が重要である。**

BCJ-SAR



19

### 4.3.3 目的、目標及び実施計画（その2）

規格要求事項（4.3.3）では！

①実施計画に関して

- a) 目的及び目標を達成するための実施計画を策定。
- b) 実施計画には、目的及び目標を達成するための責任の明示、手段、日程を含める。



BCJ-SAR



20

## ■ BCJ-SARの審査方針

### ①実施計画の策定について

→部署毎に目的、目標が定められていれば、その部署毎に実施計画が必要。



BCJ-SAR



21

解説：実施計画では、達成度が明確になるような管理指標や間隔を定め、達成できそうにない場合など、原因追及及び手段の改善などの活動に繋がる仕組みを作ることが必要で、そのことが継続的改善に繋がっていきます。

### 4.4.2 力量、教育訓練及び自覚

規格要求事項（4.4.2）では！

- ①著しい環境影響の原因となる可能性をもつ作業を実施するすべての人が力量をもつことを確実にする。また、これに伴う記録を保持する。
- ②環境側面及びEMSに伴う教育訓練のニーズを明確にする。
- ③ニーズを満たすために教育訓練を実施、又はその他の処置をとる。これに伴う記録を保持する。
- ④組織は、組織で働く又は組織のために働く人々に次の事項を自覚させるための手順を確立、実施し、維持する。
  - a) 環境方針、手順、EMSの要求事項に適合することの重要性
  - b) 著しい環境側面、顕在又は潜在の環境影響、作業改善による環境上の利点
  - c) EMS要求事項との適合を達成するための役割及び責任
  - d) 手順から逸脱した際に予想される結果

BCJ-SAR



22

解説：著しい環境影響の原因となる可能性をもつ作業とは、著しい環境側面とした作業そのものだけではありません。作業を実施する全ての人とは、皆様の、事業所で作業をする従業員だけでなく、請負会社や協力会社等の従業員も含まれます。

## ■ BCJ-SARの審査方針

- ①著しい環境影響の原因となる可能性をもつ作業を実施するすべての人に対して
- 教育訓練、又は経験に基づいた力量をもたせることが必要です。また、力量があることの記録が求められています。
- ②教育訓練二ーズの明確化
- 環境側面全般及びEMSに関して、どのような教育訓練二ーズがあるかを明確にしなければなりません。
- ③「その他の処置をとる」の例は。
- 教育訓練の提供以外に、力量を備えた人の採用、人事異動、外注化などが考えられます。

BCJ-SAR



23

解説：力量があることの記録とありますが、力量のための教育、訓練及び経験等の要件を明らかにし、これに伴う記録が求められています。

## ■ BCJ-SARの審査方針

- ④自覚させることの記録は必要？
- 自覚させることについては、特に記録の要求はありません。



自覚させる手順の中に教育訓練が含まれている場合であっても、その記録は求められていません。



BCJ-SAR



24

### 4.4.3 コミュニケーション

規格要求事項(4.4.3)では!

- ① 次の事項にかかる手順を確立し、実施し、維持する。
  - a) 種々の階層及び部門間での内部コミュニケーション
  - b) 外部の利害関係者からのコミュニケーションの受付、文書化、対応。
- ② 著しい環境側面について外部コミュニケーションを行うかどうか決定し、文書化する。
- ③ 行うと決定した場合、その方法を確立し、実施する。

BCJ-SAR



25

**解説：**ここで、大事なことは、情報を共有する方法を定めておくことです。  
内部コミュニケーションの方法には、掲示板、EMS会議、イントラネット等があります。

## ■ BCJ-SARの審査方針

①外部コミュニケーションを行うかどうかを決定しているか

- 決定しているかどうかは審査での確認事項です。
- 著しい環境側面に追加・変更があった場合には必ず確認します。
- 著しい環境側面について、情報を開示するかしないかを予め決めておく必要があります。



BCJ-SAR



26

解説：「外部コミュニケーション」の対象は、近隣住民、顧客、行政、業界団体、株主、NGO等が考えられ、幅広く捕らえることが必要です。

三つ目の→に書かれていることは、「著しい環境側面に関する情報について、開示するかしないかを予め決めておき」、開示する場合は、どのような情報を、どのように開示するのかなどを、事前に決めておく必要があります。

例えば、環境側面を開示するとした場合、何を、誰がどのような方法で行うか等の手順を決め、文書化しておく方が望ましいです。

## ■ BCJ-SARの審査方針

②考えられる外部コミュニケーションの方法の例は

- a) 環境報告書やホームページの中で、著しい環境側面の改善又は維持状況を説明する。
- b) 外部へ著しい環境影響を及ぼすような出来事が起きたとき、早急に地域の人々に情報を発信する。
- c) 著しい騒音を発生する作業を行うとき、事前に地域の人々にその旨の連絡を行う。



BCJ-SAR



27

### 4.4.6 運用管理

規格要求事項（4.4.6）では！

次に示すことによって、個々の条件下で確実に運用が行われるように、著しい環境側面に伴う運用を明確にし、計画する。

- a) 環境方針、目的及び目標から逸脱するかもしれない状況を管理するために、必要な文書化された手順を確立、実施、維持する。
- b) その手順に運用基準を明記する。
- c) 著しい環境側面に関する手順を確立、実施、維持する。並びに請負者を含めて、供給者に適用可能な手順、要求事項を伝達する。



BCJ-SAR



28

**解説：** C) では、組織が購入する製品や利用するサービスについても、著しい環境側面として関連があれば、運用管理の対象として、供給者、請負者に必要な手順、要求事項を伝達することが必要です。

例えば、有害物資が含まれる材料を、購入し納入まで業者に依頼する場合、その運搬方法や管理についても、運用管理の対象として、安全管理等の要求事項を伝達する必要があります。



## ■ BCJ-SARの審査方針

- ① 環境側面を抽出する際に、メンテナンス時の環境影響は考慮しなくてもよいか。

→メンテナンス時の環境影響も考慮することが望ましいです。

※ 2004年版改訂の際「メンテナンスを含む」という表現がなくなりましたが、要求事項の意図は変わりません。

- ② c)項について

→ 本項は、「4.3.1環境側面」に基づき購入品や外注作業に関する環境側面が特定され、影響評価されていることが前提となります。



BCJ-SAR



29

### 4.4.7 緊急事態への準備及び対応

規格要求事項(4.4.7)では!

- 1) 環境に影響を与える可能性のある潜在的な緊急事態及び事故を特定するための手順、また、それらに対応する手順を確立、実施、維持する。
- 2) 顕在した緊急事態や事故に対応し、それらに伴う有害な環境影響を予防又は緩和する。
- 3) 緊急事態への準備及び対応手順を、定期的に、また事故又は緊急事態の発生後には、レビューし、必要に応じて改訂する。
- 4) 実施可能な場合には、そのような手順を定期的にテストする。

BCJ-SAR



30

## ■ BCJ-SARの審査方針

- ① 潜在的な緊急事態及び事故の特定について  
 →4.3.1項の結果の活用、過去又は他社の緊急事態及び事故の事例の活用などが考えられ、4.3.1項に係る活動の中で行うことも可能です。
- ② 緊急事態への準備及び対応の手順について  
 →潜在的な緊急事態及び事故への対応及び実際に起きた(顕在化した)場合の対応に係る手順が求められています。またこれらの手順は、定期的なレビューが必要です。

※ JIS Q 14001:2004附属書A (参考) A.4.7に緊急時対応に関して考慮する事項の例が示されています。

BCJ-SAR



31

### JIS Q 14001:2004附属書A (参考) A.4.7 緊急事態への準備及び対応



- ★手順の策定に当たって、次のような事項を考慮するとよい。
- a) 可燃性液体、貯蔵タンク、圧縮ガスなどの現場ハザードの性質、及び流出又は放出事故の際に取るべき方法
  - b) 緊急事態又は事故の最も起こりやすい種類及び規模
  - c) 事故又は緊急事態に対処する最適な方法
  - d) 内部及び外部コミュニケーション計画
  - e) 環境上の被害を最小限に抑えるのに必要な処置
  - f) 様々な種類の事故又は緊急事態に対してとるべき緩和及び対応処置

BCJ-SAR



32

JIS Q 14001:2004附属書A (参考)  
A.4.7 緊急事態への準備及び対応



- g) 是正処置及び予防処置を確立し、実施するための事故後の評価プロセスのニーズ
- h) 緊急事態対応手順の定期的なテストの実施
- i) 緊急事態に対応する要員の教育訓練
- j) 連絡の詳細（例えば、消防署、流出物の清掃サービス）を含めた、主要な要員及び支援機関のリスト
- k) 避難ルート及び集合場所
- l) 近接した施設（プラント、道路、鉄道など）で緊急事態又は事故が発生する潜在的な可能性
- m) 近隣組織からの相互支援の可能性

BCJ-SAR



33

③ 潜在的な緊急事態及び事故がないと判断される場合がありますか？

→潜在的な緊急事態及び事故の特定に係る手順に従った結果、緊急事態及び事故がないと判断される場合もあり得ます。

④ 緊急事態への準備及び対応の手順のテストについて

→実施可能かどうかを判断し、可能と判断されればその手順をテストすることが必要です。



BCJ-SAR

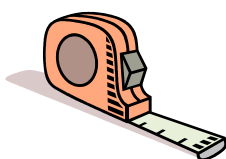


34

## 4.5.1 監視及び測定

規格要求事項(4.5.1)では!

- a) 著しい環境影響を与える可能性のある運用のかぎ(鍵)となる特性を定期的に監視及び測定するための手順を確立、実施、維持する。
- b) この手順には、パフォーマンス、適用可能な運用管理、環境目的及び目標との適合を監視するための情報の文書化を含める。
- c) 校正又は検証された監視及び測定機器が使用され、維持されていることを確実にし、これに伴う記録を保持する。



BCJ-SAR



35

## BCJ-SARの審査方針

- ①パフォーマンス、適用可能な運用管理、環境目的及び目標との適合を監視するための情報の文書化について

→ 環境目的、目標の達成度等がどのような状況か、内容を把握できるような情報を文書化することが大切です。

- ②監視測定に使用する機器について

→ 著しい環境影響を与える可能性のある運用のかぎとなる特性を定期的に監視及び測定するのに見合ったものであることが必要です。

【例】 解体に伴う振動騒音を特定 → 騒音計

BCJ-SAR



36

解説：①のパフォーマンスは、達成度、成果、運用管理基準値に対する実績値を指し、法規制値を含むことが望まれます。

例えば、建設業の場合、管理基準値に対する実績値として、建設資材の使用量、エネルギーの使用量(電気、軽油、水)、廃棄物の発生量・、廃棄物のサイクル量等があります。

## 4.5.2 順守評価

規格要求事項(4.5.2)では!

### 4.5.2.1

- a) 順守に対するコミットメントと整合して、適用可能な法的要求事項の順守を定期的に評価するための手順を確立、実施、維持する。
- b) 定期的な評価の記録を残す。

### 4.5.2.2

- a) 組織自ら同意するその他の要求事項の順守を評価する。この評価を4.5.2.1の法的要求事項の順守評価に組み込んでよいし、別の手順を確立してもよい。
- b) 定期的な評価の記録を残す。

BCJ-SAR



37

## ■ BCJ-SARの審査方針

①本要求事項「4.5.2順守評価」の対象について

→ その組織に適用されるすべての法規制及びその他の要求事項に関する順守の評価が対象となります。

②順守評価の手順に関し、法規制とその他の要求事項とを別々に扱うべきですか?

→ 別々に扱う必要はありません。



③どのような記録が必要ですか?

→ 法規制及びその他の要求事項の順守を評価した証拠としての記録が必要です。

BCJ-SAR



38

解説：4.5.2では、2本だての要求事項となっております。まず4.5.2.1では、法的要求事項の順守について、定期的に評価を行うことが求められています。更に、4.5.2.2では、同意するその他の要求事項の順守についても、定期的に評価を行うことが求められています。つまり、4.5.2順守評価においては、4.3.2の法的及びその他の要求事項で示した、法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項を順守することと、その順守状況を評価することを求めているのです。

### Ⅲ. プレゼンテーション後の質疑応答

東京会場、大阪会場において、システム審査部のプレゼンテーション後に、ご参加いただいた皆様からのご質問とシステム審査部がお答えした内容を掲載いたします。

(1) 質問：環境側面の特定方法及び評価方法の事例の説明をして下さい。

回答：環境側面の特定方法、評価方法は組織が決定するものであります。

組織の規模などにより方法は異なってくると思われれます。無理なく自ら出来る方法を採用することが重要です。因みに最近は、中小規模の組織にあっては、会議により決定する方法も見受けられます。

(2) 質問：プラスの環境側面は、特定しなくてよいのでしょうか。

回答：環境側面の特定は、上記のとおり組織が決定することとなります。

なお、“プラスの環境側面”という表現は審査員側からは、使用しないことと致しました。

(3) 質問：規格の解釈で、品質の6.2.2の「力量に到達することができる」と環境の4.2.2の「教育訓練のニーズを満たす」は同じことを言っているのでしょうか。

回答：同じです。

## 編集後記

既にご案内させていただいているとおり、次回「認証組織の集い」は、2010年9月3日、9月10日に大阪及び東京で開催する予定がございます。

昨年9月に開催いたしました「認証組織の集い」におきましては、システム審査部の全審査員に対して遵守を義務付けている「JIS Q 9001 規格の統一解釈」「システム審査部の審査統一ルール」をお伝えし、今回の環境編と同様大変ご好評をいただきました。

今回は、昨年9月の「認証組織の集い」でお伝えした以外のISO9001規格要求事項についてのシステム審査部の解釈等をご説明し、ご参加の方々と意見交換を進めてまいりますので、是非ご参加いただきますようお願いいたします。



▲ 3月12日開催「認証組織の集い」(東京会場)の様子

## システム審査部職員の紹介



システム審査部  
登録課 山貝雅己

平素はシステム審査部の認証業務をご利用頂き誠に有り難うございます。7月1日付け人事異動でシステム審査部登録課に配属になりました課長代理の山貝でございます。

システム審査部には2年ぶりに戻ってきました。

システム審査に関わる業務経歴は、1996年から2001年まで、ISO9001認証業務のためのシステム構築及びISO14001認証業務のためのシステム構築を担当してきました。

2001年から2006年までは、主に西日本を中心にISOセミナーの開催や既認証企業様への訪問などの営業活動を行い、2006年6月から2008年5月までは主に環境審査について担当してきました。

また、2000年には品質の主任審査員の資格を取得、2002年には環境の主任審査員の資格を取得し、品質・環境とも多くの審査経験を有しています。

このような業務・審査経験を活かして、認証組織様のニーズに応えられるよう業務を実施して参りたいと思っておりますので、ご意見等がございましたら遠慮なくお申し付け下さい。